

東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画（案）の骨子

平成22年7月

東京都教育委員会

1 第三次実施計画策定にあたって

東京都教育委員会では、平成 16 年 11 月に、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成 25 年度までの 10 年間で計画期間とする「東京都特別支援教育推進計画」を策定した。本計画は、10 年間で 3 期に分けて実施することとし、これまで第一次・第二次実施計画に基づいて、都における特別支援教育の充実を図ってきたところである。

第一次実施計画（平成 16 年度～平成 19 年度）では、幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長することを基本理念に、「個別的教育支援計画」の導入、自閉症の児童・生徒の教育課程の研究・開発、知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部職業学科や中高一貫型ろう学校の設置等を進め、障害の種類や程度に応じた教育内容・方法の充実を図るとともに、エリア・ネットワーク構想に基づくセンター校の指定、区市町村における特別支援教育体制の整備に関するモデル事業の実施、副籍制度の導入などの施策を通じて、全都的な視点に立って特別支援教育の推進に努めてきた。

また、第二次実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）では、第一次実施計画の成果や課題を踏まえ、より専門性の高い教育を行うために、肢体不自由特別支援学校における外部人材（理学療法士や介護の専門家等）の導入、障害が重い児童・生徒に対する小学部から高等部までの一貫性のある教育内容・方法の研究・開発、複数の障害教育部門を併置した特別支援学校の設置などを進めるとともに、高等部職業学科の新設、民間と連携した就労支援体制の整備等により、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加を支援してきた。その結果、例えば平成 21 年度末に第 1 期卒業生が社会に巣立った永福学園就業技術科においては、企業就労率 96% という成果を上げることができた。

一方、国においては、平成 19 年 4 月に学校教育法の一部が改正され、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への移行を進めるとともに、現在は「障がい者制度改革推進本部」を設置して関係団体等からの意見聴取を行い、障害のある子供の教育環境の今後のあり方について検討を行っている。

こうした状況の中、都教育委員会では第三次実施計画の策定においても、東京都特別支援教育推進計画の基本理念を揺るがせにすることなく、共生社会の実現に向けて特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長し、自立と社会参加をめざす教育環境のより一層の充実を図っていく。

具体的には、児童・生徒の増加傾向が著しい知的障害特別支援学校の再編はもとより、今後も増加が予想される障害が軽い生徒の職業教育の充実、都の実情に即した病弱教育の再編、肢体不自由特別支援学校における外部人材の導入の拡充等を図りながら、特別支援学校における個に応じた教育内容・方法の充実を推進する。

また、小学校、中学校、高等学校に在籍する発達障害のある児童・生徒に対する適切な指導と支援の体制整備が急務であることから、通常の学級や情緒障害等通級指導学級等の現状と課題を踏まえてこれからの都における特別支援教育のあり方を展望し、小学校、中学校や高等学校における特別支援教育の推進に関する新たな施策を展開していく。

特別支援教育の理念の一つである「すべての学校で実施する」ということは、「すべての教員（人）がかかわる」ということでもある。都教育委員会としては、障害や病気の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、東京都の特別支援教育の更なる充実に向けて全力を傾ける考えである。

2 第三次実施計画策定の基本的考え方

(1) 東京都特別支援教育推進計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与する。

(2) 第三次実施計画策定の基本的考え方

国は平成 19 年度に特別支援教育制度への移行を行い、障害のある子供たちをめぐる我が国の教育は、昭和 54 年度の養護学校義務制の実施に次ぐ「新たな時代」を迎えた。

国が示した特別支援教育の理念には、「障害のある子供の自立と社会参加を支援するために適切な指導及び必要な支援を行う、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施する、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となる」という 3 つの重要な柱がある。

これら 3 つの柱は、都教育委員会が示す東京都特別支援教育推進計画の基本理念に整合するものである。したがって、都教育委員会としては、都におけるこれからの特別支援教育の方向性について、東京都特別支援教育推進計画に示した基本理念の具現化をめざすことをあらためて確認するとともに、以下に示す考えに立って第三次実施計画を推進する。

ア すべての学校で実施する特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人がその障害の種類や程度に応じて成長・発達を最大にする専門的な教育を受けることのできる環境の更なる整備・充実に努める。

小学校、中学校、高等学校等に在籍する知的な遅れのない発達障害のある児童・生徒も含め、通常の学級、特別支援学級（固定学級、通級指導学級）、特別支援学校の役割分担を明確にした特別支援教育体制を全都的な視点に立って構築するとともに、適切な就学の推進と教育内容・方法の充実に努める。

イ つながりをお大切にした特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、障害の種類と程度に応じて専門的な教育を受けることのできる教育環境の整備と適切な就学の推進をお大切にしながらも、障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努める。

そのために、「個別的教育支援計画」の策定と活用による一貫性のある支援の充実や、特別支援学校のセンター的機能を活用した地域支援の充実など、障害のある子供一人一人にかかわる人々や学校、関係機関のつながりを大切にした特別支援教育を推進する。

ウ 自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進

自立と社会参加に必要な知識・技能を授けることは学校教育の使命であり、また、障害のある人々の職業的な自立は、共生社会の形成において極めて重要な意義をもつ。

第三次実施計画においては、第一次・第二次実施計画の成果等を踏まえ、職業教育や進路指導・就労支援の充実に向けた教育環境整備等、障害のある子供の自立と社会参加に向けた取組をより一層推進する。

3 第三次実施計画の概要

(1) 障害のある児童・生徒数の推計の見直し

第二次実施計画策定時に行った「障害のある児童・生徒数の推計」では、平成24年度をピークに平成27年度までゆるやかに数を減じていくという結果を得ていた。

しかし、特に知的障害のある児童・生徒は平成22年度現在まで、推計を上回る増加を続けている。

そのため、第三次実施計画の策定に向けた児童・生徒数の推計にあたっては、統計的手法の見直しや基礎的データを最新のものとすなどの見直しを行った。

その結果、図表1に示すように、平成32年度まで児童・生徒が増加するという推計結果を得た。

なお、平成23年度以降の児童・生徒数の推移を注視しながら、適宜必要な計画内容の見直しを行う。

【図表1】障害のある児童・生徒数の推計 (人)

		平成16年度	平成21年度	平成27年度 (推計値)	平成32年度 (推計値)
特別 支援 学校	視覚障害	265	262	277	282
	聴覚障害	591	623	629	645
	肢体不自由	1,974	2,102	2,169	2,219
	知的障害	5,221	6,983	8,811	9,490
	病弱	170	140	177	174
小・中 学校	情緒障害 (通級学級)	1,831	4,647	8,017	8,804
	知的障害 (固定学級)	4,855	7,140	8,582	8,942

(2) 計画期間の見直し

障害のある児童・生徒数の見直しに伴い、従来の計画継続期間である平成27年度以降も児童・生徒が増加するという推計結果が得られた。

こうした状況を踏まえ、児童・生徒の増加予測に対応する教育環境の整備（施設の増改築等）については、完成までに相当の実施期間が必要である。

また、平成19年4月の学校教育法の一部改正など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に適切に対応するためにも、図表2に示すように、計画期間の延長も含め、計画全体に必要な見直しを行う。

【図表2】計画期間の見直し

変更前の計画期間

計画の区分	計画期間
第一次実施計画	平成16年度～平成19年度
第二次実施計画	平成20年度～平成22年度
第三次実施計画	平成23年度～平成25年度

変更後の計画期間

計画の区分	計画期間
第一次実施計画	平成16年度～平成19年度
第二次実施計画	平成20年度～平成22年度
第三次実施計画	平成23年度～平成28年度

特別支援学校の適正な規模と配置に関する実施計画については、平成32年度を目標とする計画継続期間を設定する。

(3) 計画の体系

別紙1のとおり

以下に示す主要事業については事業概要説明資料を参照のこと

知的障害特別支援学校の再編整備、知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実、肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制の整備、病弱教育の再編、聴覚障害特別支援学校幼稚部における教育条件の改善、区市町村における特別支援教育体制の充実、都立高等学校等における特別支援教育の充実

(4) 第三次配置計画(案)

別紙2のとおり

(5) 今後の予定

- ・ 9月 学校関係者・地元関係機関等への説明及び意見聴取
- ・ 11月 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の決定・公表

■ 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画体系図(案)概要

計画の基本事項	計画項目	計画化する主な事業項目
第1章 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実	1 障害の種類と程度に応じた教育内容の充実	① 「個別の教育支援計画」に基づく適切な指導と必要な支援の実施
		② 聴覚障害特別支援学校幼稚部の教育内容の充実
		③ 知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実
		④ 知的障害のある児童・生徒を対象とした教育内容・方法の充実
		⑤ 障害が重複する児童・生徒の教育内容・方法の充実
		⑥ 肢体不自由特別支援学校における外部専門家の導入による教育内容・方法の充実
		⑦ 病院内教育の充実
	2 自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実	① 職業的な自立に向けた職業教育の充実
		② 進学希望への対応
	第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置	1 個に応じた新たなタイプの学校づくり
② 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置		
③ 聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置		
④ 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置		
⑤ 肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校の設置		
⑥ 知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校の設置		
2 都立特別支援学校の適正な規模と配置		① 都立特別支援学校の適正な規模と配置の基本的な考え方
		② 都立特別支援学校の配置計画の概要
		③ 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置
		④ 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置
		⑤ 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置
		⑥ 病弱特別支援学校の適正な規模と配置
		⑦ 知的障害特別支援学校における普通教室確保
3 寄宿舎の適正な規模と配置		① 寄宿舎の配置の基本的な考え方
		② 適正な配置の効果と必要な配慮
第3章 区市町村における特別支援教育推進体制の整備	1 小学校、中学校における新たな特別支援教育体制の構築	① 特別支援教育推進体制整備の基本的な考え方
		② 新たな特別支援教育体制(重層的な支援体制)の構築
		③ 「特別支援教室」モデル事業の実施
	2 特別支援学級の教育内容・方法の充実	① 「自閉症・情緒障害学級」の教育課程の研究・開発
		② 「情緒障害等通級指導学級」(小学校)の教育課程の研究・開発
		③ 交流及び共同学習の推進

計画の基本事項	計画項目	計画化する主な事業項目
第3章 区市町村における特別支援教育推進体制の整備	3 区市町村における特別支援教育推進体制整備への支援	① 「個別の教育支援計画」等の充実
		② 特別な支援を必要とする子供の早期からの支援
		③ 都立特別支援学校のセンター的機能を活用した地域支援
		④ 適切な就学の推進に向けた都と区市町村の連携体制の整備
第4章 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備	1 都立高等学校等における特別支援教育の推進	① 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の基本的な考え方
		② 特別支援教育コーディネーターの育成と校内体制の整備
		③ 特別支援教育の理解推進
	2 都立高等学校等における個に応じた指導の充実	① 「個別指導計画」、「個別の教育支援計画」に基づく指導と支援の充実
		② 進路指導の充実
		③ 心理の専門家等による相談支援体制の整備
		④ 都立特別支援学校との連携による指導と支援の充実
		⑤ 特別支援教育の理解推進
第5章 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実	1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成	① 全都的な視点に立った人材育成システムの構築と整備
		② 職層研修の充実による特別支援教育の理解推進
		③ 教員の専門性の向上を図る研究・研修の充実
		④ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当者の専門性の向上
		⑤ 特別支援学校教諭免許状取得の促進
		⑥ 教員の人事交流(異動)の促進
	2 都民に信頼される都立特別支援学校の学校経営支援	① 大学等との連携による授業改善支援
		② 学校経営診断の実施
		③ 複数の障害教育部門を併置する学校の管理・運営のあり方
	3 教育、福祉、保健、医療、労働等との積極的な連携	① エリア・ネットワークとその機能
		② 副籍の充実
		③ 関係機関の連携による早期支援体制の構築
		④ 都立特別支援学校のセンター的機能の整備・充実
		⑤ 職業的な自立を推進する新たな就労支援体制の整備
		⑥ 都立特別支援学校における放課後等活動支援
	4 都民の理解啓発	① 理解啓発資料等の作成と活用
		② 理解啓発事業の実施
		③ 学校公開、公開講座の充実
		④ 都民への情報提供・相談システムの整備

第三次配置計画（案）

校種等	タイプ	説明	第三次実施計画検討対象校		
特別支援学校	視覚障害 特別支援学校				
	視・知 併置	視覚障害教育部門 知的障害教育部門	併置校 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置し、それぞれの教育部門の専門性を相互に活用する教育を行うとともに、障害の重複化に対応する。	八王子盲学校	
	聴覚障害 特別支援学校				
	聴・知 併置	聴覚障害教育部門 知的障害教育部門	併置校 聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置し、それぞれの教育部門の専門性を相互に活用する教育を行うとともに、障害の重複化に対応する。	立川ろう学校	
	知的障害 特別支援学校	知的障害単独校	統合	小・中・高等部を併せ持つ知的障害教育の単独校を設置し、12年間の計画的かつ継続的な教育を行う。	王子特別支援学校 王子第二特別支援学校
			新設	知的障害教育の単独校を設置する。	2校程度
			既存改編	既存の病弱特別支援学校を改編し、知的障害教育の単独校とする。	久留米特別支援学校
	知・肢 併置	知的障害教育部門 肢体不自由教育部門	統合・併置校 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置し、それぞれの教育部門の専門性を相互に活用する教育を行うとともに、障害の重複化に対応する。	南花畑特別支援学校 城北特別支援学校	
	肢体不自由 特別支援学校				
	肢・病 併置	肢体不自由教育部門 病弱教育部門	併置校 肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置し、それぞれの教育部門の専門性を相互に活用する教育を行うとともに、障害の重複化に対応する。	光明特別支援学校 北特別支援学校 墨東特別支援学校	
病弱 特別支援学校					
知・病 併置	知的障害教育部門 病弱教育部門	併置校 知的障害教育部門と病弱教育部門を併置し、それぞれの教育部門の専門性を相互に活用する教育を行うとともに、障害の重複化に対応する。	武蔵台特別支援学校		
病弱 特別支援学校					
寄宿舎		本来の入舎目的である「通学困難」による入舎率が低下している寄宿舎の利用を適正化する。	再編整備 城北特別支援学校寄宿舎 久留米特別支援学校寄宿舎		
普通教室確保対策 (既存校増改築)			武蔵台特別支援学校 七生特別支援学校 町田の丘学園 高島特別支援学校 矢口特別支援学校 小金井特別支援学校 水元特別支援学校 墨田特別支援学校		

知的障害特別支援学校の再編整備（案）

1 趣旨

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定に当たり、当初予定していた施設整備終了年度である平成27年度時点及び10年後の平成32年度時点の特別支援学校における児童・生徒数を推計したところ、平成21年度対比で、平成27年度1,953人、平成32年度2,700人の増が見込まれた。特に知的障害のある児童・生徒の増加は顕著であり、教育環境の整備が一層求められている。

しかしながら、平成21年度の特別支援学校の教室保有状況を見ると、知的障害特別支援学校では、特別教室等から転用した普通教室やカーテン等で間仕切りした教室も存在している。その上、平成32年度においては児童・生徒の増加により、新規に相当数の教室設置が必要となるなど、確保すべき教室数の規模は増大している。

このため、平成32年度の児童・生徒数推計に基づき、特別教室の活用実態を踏まえた普通教室としての運用が可能な教室も考慮しつつ、今後整備が必要な教室数について算定した。その上で、新設校の設置、既存校の再編や増改築等について計画を策定した。

2 再編整備の考え方

以下の考え方により再編整備を行う。

- (1) 都立高校の跡地の活用及び新たな土地の取得などにより地域間バランスを考慮して新設校を設置する。
- (2) 重複障害のある児童・生徒に対する教育的効果などを踏まえ、肢体不自由特別支援学校等との併置化を行う。
- (3) 小学部・中学部・高等部の学部改編を施設整備とともに行う。
- (4) 既存校敷地での増築及び改築を行う。
- (5) 各学校の規模に応じて今後の通学区域の調整を行う。

3 教室活用の考え方

教育環境改善のため、カーテン等で間仕切りした教室の解消を進める。また、特別教室等から転用した普通教室については、解消を進める一方、特別教室の活用状況を踏まえ、普通教室としての活用を一部継続するとともに、普通教室として新たに転用活用する運用を行う。

4 再編整備規模

種 別	規 模
新 設	2 校
増 築	3 校
改 築	10校
併 置	4 校

知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実（案）

1 趣旨

これまで、都教育委員会では、知的障害特別支援学校高等部職業学科や普通科職業コースの設置等により職業教育の充実を図ってきた。また、平成 19 年度から 3 年間、毎年 8 校（高等部普通科設置校）を「職業教育充実推進校」に指定し、職業的な自立に向けた知識・技能を習得するための学習環境の整備・充実を進めてきた。

こうした取組の成果により、高等部卒業生の就労率は年々向上しているものの、現状を分析すると、障害が軽い生徒の 40%程度が企業就労していないことや、障害が中度の生徒の就労率が 20%程度に止まっている。そのため、知的障害のある生徒の職業能力の開発や職種・職域の開拓については、より一層の充実を図る必要がある。

企業就労による知的障害者の自立と社会参加は、共生社会の実現に向けて大きな意義がある。そこで、第三次実施計画においては、今後も増加傾向が予測される障害が軽い生徒の職業的な自立をより一層推進するため、これまでの施策や教育実践の成果検証等に基づき、高等部設置校の条件整備を図る。

2 基本的な考え方

- (1) 職業的な自立の一層の推進のため、既存の普通科設置校に職業学科の併設を進める。
- (2) 普通科においては、教育課程の類型化を推進する。
- (3) 障害の程度が軽・中程度の生徒の企業就労率の向上を図る。
- (4) 職業学科と普通科の役割分担を明確にし、「個別的教育支援計画」を活用した中学校等との連携のあり方や入学相談の実施方法等について検討する。

3 計画の概要

- (1) 職業学科の増設
 - ア 高等部単独校を中心に、地域バランス等に配慮しながら職業学科を順次併設する。
 - イ 1 校 1 学年あたり 2 ～ 3 学級規模とする。（学級定員は 10 名）
- (2) 普通科における教育課程の類型化の推進
 - ア 工程分析や補助具の工夫・開発等を通じて作業学習の充実を図るなど、障害が中度以上の生徒の職業能力の開発に努める。
 - イ 中学部との連続性のある指導内容・方法の充実に努める。

4 期待される効果

- (1) 職業的な自立に向け、障害の程度に応じた教育内容・方法の充実を図ることができる。
- (2) 中学校との連携を強化することにより、「個別的教育支援計画」を活用した連続性のある支援を実現できる。

肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制の整備（案）

1 趣旨

都教育委員会では、第一次・第二次実施計画において、肢体不自由特別支援学校への外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の導入を順次進め、教員の専門性の向上と自立活動の指導の充実に努めてきた。また、現在、永福学園と青峰学園において外部人材（介護の専門家）を試行導入し、教員との役割分担を明確にした新たな指導体制のあり方について検証を行っているところである。

第三次実施計画においては、外部専門家導入の成果や課題、介護の専門家の導入に関する検証の結果等を踏まえ、肢体不自由特別支援学校における児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応できるよう、教員、外部専門家、外部人材、看護師といった複数の職種によるチーム・アプローチ体制（新たな指導体制）を確立する。

2 基本的な考え方

平成 28 年度を目途に、すべての肢体不自由特別支援学校において、新たな指導体制を確立する。

3 計画の概要

(1) 自立活動の指導の充実に向けた外部専門家の導入

年次計画に基づき、各肢体不自由特別支援学校の実状に応じて、理学療法士、作業療法士等の導入を進める。

(2) 外部人材の導入

永福学園、青峰学園における試行・検証の結果に基づき、平成 23 年度より順次導入を開始する。

4 期待される効果

(1) 各分野の専門家の連携による「個別の教育支援計画」の策定や「個別指導計画」の作成・実施・評価により、個に応じた適切な指導と必要な支援を実現できる。

(2) 教員と介護の専門家等の役割分担を明確にすることにより、教員が授業づくりに専念できる環境を整備し、授業の質の向上と教員の授業力の向上を図ることができる。

(3) 児童・生徒が安全に過ごすことのできる学校づくりを進めることができる。

病弱教育の再編（案）

1 趣旨

現在、都立特別支援学校における病弱教育は、日常生活全般で医療・生活管理を要する児童・生徒を対象に寄宿舎を併設する病弱特別支援学校（久留米特別支援学校）と、病院入院児を対象とする病院内教育（病院内分教室、訪問教育）の2つの形態で実施している。

久留米特別支援学校は、医療の進歩や社会状況の変遷等により、在籍する児童・生徒の病態や就学・転学背景が変化してきているとともに、在籍者数の大幅な増加も見込まれない状況にある。また、久留米特別支援学校清瀬分教室が都立小児総合医療センターの開設に伴い、府中分教室として同センター内に移転したことにより、本校と遠距離となったため、今後の円滑な管理・運営に困難が伴うことが予想される。

一方、病院内教育は、都内全域に点在する主要病院に近隣の肢体不自由特別支援学校の教員を常駐・派遣して実施しているが、とりわけ病院訪問教育は指導時数が制限されるため、入院中の学習の遅れを心配する児童・生徒や保護者からは、指導内容・方法の更なる充実への期待の高まりがある。さらに、現在の病院訪問教育が肢体不自由特別支援学校に位置づけられていることから、病弱教育に特化した専門性の確立が難しいといった課題もある。

こうした状況を踏まえ、寄宿舎併設型の久留米特別支援学校の今後のあり方や、病院内教育の充実策を含め、都立特別支援学校が担う病弱教育の再編整備を実施する。

2 基本的な考え方

- (1) 病弱特別支援学校（久留米特別支援学校）の単独設置のあり方を見直し、より効果的に教育活動を行うことができるよう同校の教育機能の移転を図る。
- (2) 既存の肢体不自由特別支援学校3校に病弱教育部門を併置し、病院内教育の効果的な実施と指導内容・方法の充実を図るなど、病院内教育の位置づけの見直しを行う。
- (3) 病弱教育の拠点校を指定することなどにより、病弱教育の専門性の維持・向上を図る。

3 対象校

久留米特別支援学校、光明特別支援学校、北特別支援学校、墨東特別支援学校、武蔵台特別支援学校

4 計画の概要

- (1) 久留米特別支援学校
 - 光明特別支援学校に教育機能（寄宿舎を含む。）を移転させ、知的障害特別支援学校に再編する。
- (2) 光明特別支援学校
 - ア 病弱教育部門を併置し、久留米特別支援学校の教育機能を再編する。
 - イ 病院内教育の拠点校として整備する。
- (3) 北特別支援学校及び墨東特別支援学校
 - 病弱教育部門を併置し、病院内教育の拠点校として整備する。
- (4) 武蔵台特別支援学校
 - 病弱教育部門を併置し、府中分教室（現久留米特別支援学校）を同部門に位置づける。

5 期待される効果

- (1) 病気の児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた専門性の高い教育を行う体制を整備することができる。
- (2) 病院内教育の位置づけを明確にし、病院内教育の充実を図る。

聴覚障害特別支援学校幼稚部における教育条件の改善（案）

1 趣旨

聴覚障害のある乳幼児に対して早期に専門的な指導を行うことは、その後の言語能力や理解力の伸長、更には将来の自立と社会参加に大きな影響を及ぼす。都では、聴覚障害特別支援学校3校3分教室において、乳幼児の聴覚障害教育の充実に努めている。

聴覚障害特別支援学校幼稚部（分教室を含む。）については、地域の聴覚障害のある乳幼児と保護者が、早期に専門的な相談・支援を受けることができる拠点として、都全体の配置バランスを考慮しながら整備する。

また、児童の減少によってコミュニケーション能力や学力、社会性の育成が困難になっている等の教育上の課題解決を図るための教育環境の整備については、引き続き努めていく。

2 基本的な考え方

(1) 聴覚障害特別支援学校幼稚部(分教室を含む。)は、地域の聴覚障害のある乳幼児と保護者に対して、早期に専門的な相談・支援を行う地域拠点として、都全体の配置バランスを考慮しながら整備する。

(2) 乳幼児の通学負担等を考慮し、分教室の幼稚部の募集停止は行わない。

ただし、分教室の小学部については、従前どおり分教室として設置している間は、新入生等の受け入れを継続していくが、新入生が2年続けて3名に満たない場合には、募集を停止する。

3 対象校

幼稚部が設置されているろう学校

(1) 大塚ろう学校（江東、城南、永福の各分教室を含む。）

(2) 葛飾ろう学校

(3) 立川ろう学校

4 計画の概要

(1) 都全体の配置バランスを考慮しながら、ろう学校幼稚部を活用した聴覚障害のある乳幼児と保護者に対する相談・支援を行う地域拠点のあり方について検討する。

(2) 言語聴覚士などの外部人材を活用した自立活動の見直しなど相談体制・教育内容の改善を図る。

5 期待される効果

(1) 聴覚障害のある乳幼児が、身近な地域で早期に専門的な指導を受ける体制を整えることができる。

(2) 聴覚障害のある乳幼児に、早期から専門的な指導を行うことにより、言語能力や理解力の伸長を図ることで、将来の自立と社会参加を支援する。

区市町村における特別支援教育体制の充実（案）

（知的な遅れのない発達障害の児童・生徒への新たな支援体制の整備）

1 趣旨

近年、特別支援教育への理解が進み、知的な遅れのない発達障害の児童・生徒が学ぶ小学校・中学校の「情緒障害等通級指導学級」の利用者数・学級数が著しく増加しており、この傾向は今後も続くものと推測される。



現在の「情緒障害等通級指導学級」は、学級の設置率に区市町村間の差があること、一部の設置校では学級が大規模化していること、児童・生徒や保護者に通学負担や在籍校の授業を抜ける不安があること、在籍学級の担任と通級指導学級教員の緊密な連携が図りにくいこと、通級指導（週8時間まで）では対応が困難な児童・生徒がいることなどの課題が浮き彫りになっている。

知的な遅れのない発達障害の児童・生徒は、すべての学校・学級に在籍するものと推測されることから、第三次実施計画では「情緒障害等通級指導学級」の現状や課題、児童・生徒数の将来推計等を踏まえ、都教育委員会として、区市町村における特別支援教育の将来展望と体制整備方針を明らかにし、全都的な視点に立って新たな特別支援教育推進体制の構築を図る。

2 基本的な考え方

- (1) 在籍校における支援体制を整備し、知的な遅れのない発達障害の児童・生徒の適応の状態の改善に向けた指導内容・方法の充実を図る。
- (2) 知的な遅れのない発達障害の児童・生徒一人一人に適切な指導と支援を実現できる「重層的な支援体制」を確立し、個に応じた教育内容・方法のより一層の充実を図る。

3 計画の概要

<p>第1層</p> <p>「特別支援教室」</p> <p>* 在籍校における支援体制の整備</p>	<p>すべての小学校・中学校に「特別支援教室」を設置する。 必要に応じて「取り出し指導」を実施する。 通級指導学級の教員による巡回指導を行う。</p>  <p>特別支援教室</p> <p>「子供が動く」から 「教員が動く」へ</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">モデル事業実施 (小学校対象)</p>
<p>第2層</p> <p>「通級指導学級」 (情緒障害等通級指導学級)</p>	 <p>巡回指導</p> <p>巡回指導の拠点となるとともに、従来どおりの教育機能(小集団指導)も維持する。</p>	
<p>第3層</p> <p>「固定学級」 (自閉症・情緒障害学級)</p>	 <p>「自閉症・情緒障害学級」の計画的設置 特別支援教室や通級指導学級における指導では障害の状態の改善が困難と思われる児童・生徒を対象とする。</p>	

4 期待される効果

- (1) 知的な遅れのない発達障害の児童・生徒にとって、在籍校で適切な指導と必要な支援が受けられる教育環境を整備することができる。
- (2) 学級担任と巡回指導教員の連携を強化し、指導内容・方法の充実を図ることができる。
- (3) 適切な就学を推進することができる。

都立高等学校等における特別支援教育の充実（案）

1 趣旨

都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画において、都立高等学校等における知的な遅れのない発達障害の生徒への支援策として、特別支援教育体制の整備及び特別支援教育に関する理解と専門性の向上等に取り組んできた。

しかしながら、第二次実施計画策定後、発達障害等に対する理解が進む一方で、従来は都立高等学校に進学していたと考えられる生徒が特別支援学校に進学してきており、また、チャレンジスクールをはじめとする定時制高等学校等では、知的な遅れのある生徒や発達障害のある生徒が相当程度進学してきている実態がある。

こうしたことは、これまでの都立高等学校等における特別支援教育のあり方に対して、生徒・保護者の期待に応えていく必要性の現われでもあると考えられる。

これらの状況を踏まえ、第二次実施計画における支援策を徹底するとともに、中学校から都立高等学校等への適切な進学を推進し、都立高等学校等における特別な支援を必要とする生徒への指導及び支援を一層充実する。

2 計画の概要

チャレンジスクール等に対して以下の支援を行う。

(1) 進路指導体制の充実

進路指導担当の人的措置を行い、以下のとおり体制を整備する。

ア 永福学園等の知的障害特別支援学校の就労支援に関する取組みを参考として、発達障害等がある生徒の職業的な自立を支援する進路指導を充実する。

イ 進路に関する情報等をより収集・活用できるよう、就労支援に関する知的障害特別支援学校高等部との連携を図る。

(2) 特別支援教育コーディネーターの機能強化

都立高等学校等内でこれまで指名により校務分掌上の職務を担ってきた特別支援教育コーディネーターについて、より一層の特別支援教育の推進役として充実を図るため、人的措置を行う。

(3) 心理等の専門家による支援の拡充

精神科の医師、臨床発達心理士及び臨床心理士等の専門家による支援体制を整備するため、巡回相談の拡充を図る。

3 期待される効果

(1) 個に応じた指導の実現

「個別指導計画」等の充実により、個々の生徒の可能性の伸長と円滑な社会参加が支援できる。

(2) 特別支援教育の理解推進

チャレンジスクール等における特別支援教育体制の充実により、都立高等学校等全体への理解啓発効果が波及する。

(3) 適切な進路の実現

都立高等学校等が、発達障害等のある生徒に対する学習指導の充実を図ることで、適切な進路を実現できる。